

## 重 要

### 【介護保険の要介護（支援）認定を申請される方へお知らせ】

平素は本市の介護保険行政の推進にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本市では、令和4年1月より、主治医が意見書を作成する際に、申請者の日頃の状況等をよりの確に把握することを目的に、介護保険の要介護（支援）認定を申請される方は、原則として、申請書と一緒に主治医意見書に係る「問診票」を提出していただくこととしました。

「問診票」の記入・提出に、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、提出いただきました「問診票」は、申請書に記入された申請者の主治医へ本市から意見書を依頼する際に同封いたします。

また、「問診票」の提出がどうしても困難な場合は、要介護（支援）認定の申請書を提出される際、高齢介護課の申請窓口へ必ずお伝えくださいますようご協力をお願いいたします。

以上

#### 【問合先】

摂津市役所高齢介護課

電話：06-6383-1379